

川越市告示第425号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を同法第8条第1項の規定に基づき保管したので、川越市屋外広告物条例第21条第1項の規定に基づき屋外広告物等の所有者等に返還するため次のとおり告示する。

令和8年6月5日

川越市長 森田初恵

- 1 屋外広告物等の名称又は種類及び数量
張り札 6 枚
立看板 1 個
- 2 放置されていた場所及び除却した日時
国道及び県道の市内全区間、市道の全区間並びにこれらに面する場所
令和8年5月1日午前9時30分から令和8年5月31日午後5時15分
まで
- 3 保管した日時 令和8年5月20日 午後3時
- 4 保管の場所 旧西清掃センター（笠幡3229-1）
- 5 問い合わせ 川越市都市計画部都市景観課
電話 049-224-5961 内線3273